

- 国営農地再編整備事業実施要領（平成7年4月1日付け7構改D第158号農林水産省構造改善局長通知）一部改正新旧対照表
（下線部分は改正部分）

改 正 後	改 正 前
第5 要綱第4の2の(2)の②、<u>要綱第4の3の(3)の①又は要綱第4の4の(3)の①</u>の受益地のうち、基幹事業（要綱第4の2の(1)、<u>要綱第4の3の(1)又は要綱第4の4の(1)</u>）に規定する基幹事業をいう。以下同じ。）を除いた部分について施行する基幹事業と併せ行うことが適当と認められる事業（<u>要綱第4の2の(1)、要綱第4の3の(1)又は要綱第4の4の(1)</u>）に規定する基幹事業と併せ行うことが適当と認められる事業をいう。以下同じ。）は、要綱第10の2の基準によるものとする。ただし、<u>次の(1)から(3)までに掲げるもののいずれかに該当する場合は、要綱第10の2の基準にかかわらず、農業用道路その他農用地の保全若しくは利用上必要な施設の新設若しくは変更、客土又は暗渠排水（土壌改良、心土破碎又は除礫を含む。）を併せ行うことができるものとする。</u> なお、要綱第10の2の基準によらずに実施される農業用道路については、産地収益力向上又は牧草・飼料作物生産の生産性向上を主たる目的とするものとし、その延長が1,000メートル未満であるものに限る。<u>ただし、産地収益力向上又は牧草・飼料作物生産の生産性向上を主たる目的とするものであって、次の(4)から(6)までの全ての要件を満たす場合は、その延長にかかわらず農業用道路の改良を可能とする。</u> (1) (略) (2) 草地整備型 畜産クラスター計画（<u>畜産・酪農収益力強化総合対策基金</u>	第5 要綱第4の2の(2)の②又は<u>要綱第4の3の(3)の①</u>の受益地のうち、基幹事業（要綱第4の2の(1) <u>又は要綱第4の3の(1)</u>）に規定する基幹事業をいう。以下同じ。）を除いた部分について施行する基幹事業と併せ行うことが適当と認められる事業（<u>要綱第4の2の(1) 又は要綱第4の3の(1)</u>）に規定する基幹事業と併せ行うことが適当と認められる事業をいう。以下同じ。）は、要綱第10の2の基準によるものとする。ただし、<u>次に掲げるものに該当する場合は、要綱第10の2の基準にかかわらず、農業用道路その他農用地の保全若しくは利用上必要な施設の新設若しくは変更、客土又は暗渠排水（土壌改良、心土破碎又は除礫を含む。）を併せ行うことができるものとする。</u> なお、要綱第10の2の基準によらずに実施される農業用道路については、産地収益力向上又は牧草・飼料作物生産の生産性向上を主たる目的とするものとし、その延長が1,000メートル未満であるものに限る。 (1) (略) (2) 草地整備型 畜産クラスター計画（<u>畜産・酪農収益力強化総合対策基金</u>

等事業補助金交付要綱（平成28年 1 月20日付け27生畜第1572号農林水産事務次官依命通知）の第4に定められる畜産クラスター計画をいう。以下同じ。）に位置付けられる取組と一体的なつながりを有すると認められる場合。

（3）耕畜連携促進型

次に掲げる要件を満たすものとする。

ア 次に掲げるもののいずれかを満たすことが確実と見込まれる場合。ただし、農業用道路については、（ア）を満たすことが確実と見込まれる場合に限る。

（ア）団地における高収益作物の作付面積割合が 10 パーセントポイント以上増加すること。

（イ）団地内で生産された作物に係る販売額が 20 パーセント以上増加すること。

イ 畜産クラスター計画に位置付けられる取組と一体的なつながりを有すると認められる場合。

（4）事業実施に当たり工事用道路として改良を行う必要があること。

（5）本事業の受益地内の農業者の利用が過半を占める共同利用施設等と区画整理区域を接続すること。

（6）本事業の総事業費の 10 パーセントに相当する額の範囲内であること。

第6 市町村長又は都道府県知事（以下「知事」という。）は、要綱第4の1の（1）の②の参加・体験型農園の整備を行おうとする場合は、別記様式第1号により参加・体験型農園整備計画書を作成し、市町村長が作成する場合にあっては知事と調整の

等事業実施要綱（平成28年 1 月20日付け27生畜第1574号農林水産事務次官依命通知）の第2に定められる畜産クラスター計画をいう。）に位置付けられる取組と一体的なつながりを有すると認められる場合。

（新設）

（新設）

（新設）

（新設）

第6 市町村長又は都道府県知事（以下「知事」という。）は、要綱第4の1の（1）の②の参加・体験型農園の整備を行おうとする場合は、別記様式第1号により参加・体験型農園の整備に関する計画書を作成し、市町村長が作成する場合にあっては知

上、知事を経由して、土地改良法（昭和24年法律第195号。以下「法」という。）第85条第1項、法第85条の2第1項又は法第85条の3第6項の本事業の施行申請に併せて、地方農政局長（北海道にあっては、農村振興局長。第9及び第14において同じ。）に提出するものとする。

第9 要綱第4の1の(2)、要綱第4の3の(2)及び要綱第4の4の(2)の「中山間地域」とは、次に掲げる地域をいうものとする。

(1)～(7) (略)

第10 要綱第4の1の(3)の②の「地目変換又は非農用地区域の設定等」は、次に掲げる面積以上であることとする。

(1) 田面積が既耕地面積の1/4以上1/2未満の場合は、既耕地面積×1/20以上

(2) 田面積が既耕地面積の1/2以上の場合は、田面積×1/10以上

第12 要綱第4の2の(2)の①及び要綱第4の4の(3)の③の「農村振興局長が別に定めるもの」とは次のとおりとする。

(1) 要綱第4の2の(2)の①及び要綱第4の4の(3)の③の次世代農業農村振興計画は、土地改良長期計画（法第4条の2の規定に基づき定められた土地改良長期計画をいう。）に定める成果目標等を踏まえて作成するものとし、事業実施区域を対象として次に掲げる事項を定めるものとする。ただし、要綱第4の4を適用する地区の次世代農業農村振興計画

事と調整の上、知事を経由して、土地改良法（昭和24年法律第195号。以下「法」という。）第85条第1項、法第85条の2第1項又は法第85条の3第6項の本事業の施行申請に併せて、地方農政局長（北海道にあっては、農村振興局長。第9及び第14において同じ。）に提出するものとする。

第9 要綱第4の1の(2) 及び要綱第4の3の(2)の「中山間地域」とは、次の地域をいうものとする。

(1)～(7) (略)

第10 要綱第4の1の(3)の②の地目変換又は非農用地区域の設定等は、次に掲げる面積以上であることとする。

ア 田面積が既耕地面積の1/4以上1/2未満の場合は、既耕地面積×1/20以上

イ 田面積が既耕地面積の1/2以上の場合は、田面積×1/10以上

第12 要綱第4の2の(2)の①の「農村振興局長が別に定めるもの」とは次のとおりとする。

(1) 要綱第4の2の(2)の①の次世代農業農村振興計画は、土地改良長期計画（法第4条の2の規定に基づき定められた土地改良長期計画をいう。）に定める成果目標等を踏まえて作成するものとし、事業実施区域を対象として次に掲げる事項を定めるものとする。

にあつては、耕畜連携の取組を位置づけること。

ア～コ (略)

(2) ～ (5) (略)

第13 要綱第4の2の(2)の③、要綱第4の3の(3)の②又は要綱第4の4の(3)の②の「農村振興局長が別に定める担い手農地利用集積計画」とは、次のとおりとする。

(1) 担い手農地利用集積計画は、事業実施区域を対象として、目標年度における経営等農地（要綱第4の2の(2)の③、要綱第4の3の(3)の②又は要綱第4の4の(3)の②の経営等農地をいう。以下同じ。）の担い手（要綱第4の2の(2)の③、要綱第4の3の(3)の②又は要綱第4の4の(3)の②の担い手をいう。以下同じ。）への利用集積面積等を定めるものとする。

(2) (略)

(3) 市町村長は、法第85条第1項又は第85条の2第1項の規定に基づき、その施行に係る区域の全部又は一部に当該市町村の区域を含む本事業の施行申請が行われ、かつ、当該申請が要綱第4の2の(2)の③、要綱第4の3の(3)の②、又は要綱第4の4の(3)の②の要件を満たそうとする場合には、施行申請と併せて、別記様式第3－1号により担い手農地利用集積計画を知事を経由して地方農政局長等に提出するものとする。なお、担い手農地利用集積計画が2以上の市町村にわたる場合は、当該市町村長の連名で提出するものとする。

ア～コ (略)

(2) ～ (5) (略)

第13 要綱第4の2の(2)の③及び要綱第4の3の(3)の②の「農村振興局長が別に定める担い手農地利用集積計画」とは、次のとおりとする。

(1) 担い手農地利用集積計画は、事業実施区域を対象として、目標年度における経営等農地（要綱第4の2の(2)の③又は要綱第4の3の(3)の②の経営等農地をいう。以下同じ。）の担い手（要綱第4の2の(2)の③又は要綱第4の3の(3)の②の担い手をいう。以下同じ。）への利用集積面積等を定めるものとする。

(2) (略)

(3) 市町村長は、法第85条第1項又は第85条の2第1項の規定に基づき、その施行に係る区域の全部又は一部に当該市町村の区域を含む本事業の施行申請が行われ、かつ、当該申請が要綱第4の2の(2)の③の要件を満たそうとする場合には、施行申請と併せて、別記様式第3－1号により担い手農地利用集積計画を知事を経由して地方農政局長等に提出するものとする。なお、担い手農地利用集積計画が2以上の市町村にわたる場合は、当該市町村長の連名で提出するものとする。

第16 要綱第4の2の(2)の③の「農村振興局長が別に定める経営等農地」とは、所有権、利用権（経営基盤強化法第4条第3項第1号の利用権をいう。）等の権利に基づき、又は農作業受託（基幹ほ場3作業又はそれに準ずる作業の受託を行っているものをいう。）により集積された農地をいう。

第18 要綱第4の3又は要綱第4の4を適用する地区について、市町村長は法第85条第1項又は第85条の2第1項の規定に基づき、その施行に係る区域の全部又は一部に当該市町村の区域を含む本事業の施行申請を行う場合には、施行申請と併せて、別記様式第8号により畜産クラスター計画を知事を経由して地方農政局長等に提出するものとする。ただし、要綱第4の4を適用する地区の畜産クラスター計画にあっては、耕畜連携の取組を位置づけること。なお、畜産クラスター計画が2以上の市町村にわたる場合は、当該市町村長の連名で提出するものとする。

第20 要綱第4の1の(1)、要綱第4の2の(1)、要綱第4の3の(1)及び要綱第4の4の(1)に規定する事業の対象となる農業用排水施設と一体的に整備される太陽光発電施設は、次に掲げるものとする。

(1)・(2) (略)

(削る。)

第16 要綱第4の2の(2)の③及び要綱第4の3の(3)の②の「農村振興局長が別に定める経営等農地」とは、所有権、利用権（経営基盤強化法第4条第3項第1号の利用権をいう。）等の権利に基づき、又は農作業受託（基幹ほ場3作業又はそれに準ずる作業の受託を行っているものをいう。）により集積された農地をいう。

第18 市町村長は法第85条第1項又は第85条の2第1項の規定に基づき、その施行に係る区域の全部又は一部に当該市町村の区域を含む本事業の施行申請を行う場合には、施行申請と併せて、別記様式第10号により畜産クラスター計画を知事を経由して地方農政局長等に提出するものとする。なお、畜産クラスター計画が2以上の市町村にわたる場合は、当該市町村長の連名で提出するものとする。

第20 要綱第4の1の(1)、2の(1)及び3の(1)に規定する事業の対象となる農業用排水施設と一体的に整備される太陽光発電施設は、次に掲げるものとする。

(1)・(2) (略)

第21 中山間地域等直接支払交付金の実施地域において本事業を行う場合は、集落戦略（中山間地域等直接支払交付金実施要領

（平成12年4月1日付け12構改B第38号農林水産事務次官依命通知）第6の2の（1）のアの（オ）の「集落戦略」をいう。）が策定されている又は策定される見込みであること。

第21 本事業と一体的に農業競争力強化農地整備事業実施要領（平成30年3月30日付け29農振第2605号・29生畜第1500号農林水産省農村振興局長、農林水産省生産局長通知）別紙1第3の3の国営流域治水対策型を実施する場合は、地方農政局長等は、当該地区の存する都道府県、市町村、関係土地改良区等地域の実情に応じた主体で構成される協議会において水田貯留機能向上の取組方針について検討し、その内容を反映した水田貯留機能向上計画（別記様式第11号）を策定し、農村振興局長へ報告するものとする。

第22 要綱第4の2又は要綱第4の4を適用する地区の達成状況報告等

- 1 地方農政局長等は、要綱第4の2又は要綱第4の4を適用する地区について、次により農村振興局長に本事業の実施状況等を報告するものとする。
 - （1）・（2）（略）
 - （3）事業完了後、次世代農業農村振興計画の目標年度までの毎年度、当該年度に係る当該地区の達成状況等を別記様式第4号により翌年度の12月末日までに調査の上、報告する。
 - （4）当該地区に係る担い手農地利用集積計画の目標年度における農地利用集積状況等を別記様式第5号により当該目標年度の翌年度の12月末日までに調査の上、報告する。

第22 本事業と一体的に農業競争力強化農地整備事業実施要領（平成30年3月30日付け29農振第2605号・29生畜第1500号農林水産省農村振興局長、農林水産省生産局長通知）別紙1第3の3の国営流域治水対策型を実施する場合は、地方農政局長等は、当該地区の存する都道府県、市町村、関係土地改良区等地域の実情に応じた主体で構成される協議会において水田貯留機能向上の取組方針について検討し、その内容を反映した水田貯留機能向上計画（別記様式第15号）を策定し、農村振興局長へ報告するものとする。

第23 要綱第4の2を適用する地区の達成状況報告等

- 1 地方農政局長等は、要綱第4の2を適用する地区について、次により農村振興局長に本事業の実施状況等を報告するものとする。
 - （1）・（2）（略）
 - （3）事業完了後、目標年度までの毎年度、当該年度に係る当該地区の達成状況等を別記様式第6号より翌年度の12月末日までに調査の上、報告する。
 - （4）当該地区に係る担い手農地利用集積計画の目標年度における農地利用集積状況等を別記様式第7号により当該目標年度の翌年度の12月末日までに調査の上、報告する。

(5) 当該地区に係る次世代農業農村振興計画の目標年度における産地収益力の向上の達成状況等を別記様式第5号により当該目標年度の翌年度の12月末日までに調査の上、報告する。

2 地方農政局長等は、1又は6の報告又は調査に当たっては、次世代農業農村振興計画の策定主体である関係市町村その他関係機関の協力を得て実施するものとする。

3～5 (略)

6 5により通知を受けた市町村長は、別記様式第6号により次世代農業農村振興計画の実現のための改善計画を速やかに策定し、通知を受けた年度の3月31日までに知事を経由して地方農政局長等に報告する。地方農政局長等は、報告を受けたときは、速やかに農村振興局長に進達する。また、市町村長は、関係機関との連携により確実に次世代農業農村振興計画の実現が図られるよう努めるものとする。なお、改善計画の策定、報告等に当たっては次のことに留意するものとする。

(1) 市町村長が改善計画を策定した場合、地方農政局長等は改善計画に掲げた目標年度までの毎年度、当該年度に係る当該地区の達成状況等を別記様式第7号により翌年度の12月末日までに調査の上、報告する。

(2) (略)

7 第22における目標年度は、次世代農業農村振興計画に定める目標年度及び6により改善計画が策定される場合は改善計画に記載される目標年度とする。なお、改善計画に記載する目標年度は改善計画策定年度の5年後までのいずれかの年度とすること。

(5) 当該地区に係る次世代農業農村振興計画の目標年度における産地収益力の向上の達成状況等を別記様式第7号により当該目標年度の翌年度の12月末日までに調査の上、報告する。

2 地方農政局長等は、1及び6の報告又は調査に当たっては、次世代農業農村振興計画の策定主体である関係市町村その他関係機関の協力を得て実施するものとする。

3～5 (略)

6 5により通知を受けた市町村長は、別記様式第8号により次世代農業農村振興計画の実現のための改善計画を速やかに策定し、通知を受けた年度の3月31日までに知事を経由して地方農政局長等に報告する。地方農政局長等は、報告を受けたときは、速やかに農村振興局長に進達する。また、市町村長は、関係機関との連携により確実に次世代農業農村振興計画の実現が図られるよう努めるものとする。なお、改善計画の策定、報告等に当たっては次のことに留意するものとする。

(1) 市町村長が改善計画を策定した場合、地方農政局長等は改善計画に掲げた目標年度までの毎年度、当該年度に係る当該地区の達成状況等を別記様式第9号により翌年度の12月末日までに調査の上、報告する。

(2) (略)

7 第20における目標年度は、次世代農業農村振興計画に定める目標年度及び6により改善計画が策定される場合は改善計画に記載される目標年度とする。なお、改善計画に記載する目標年度は改善計画策定年度の5年後までのいずれかの年度とすること。

第23 要綱第4の3を適用する地区の達成状況報告等

1 地方農政局長等は、要綱第4の3を適用する地区について、次により農村振興局長に本事業の実施状況等を報告するものとする。

(1) 事業施行後、事業完了年度までの毎年度、当該年度に係る当該地区の実施状況等を別記様式第4号により翌年度の12月末日までに調査の上、報告する。

(2) 当該地区に係る事業完了年度における事業実施の実績等を別記様式第5号により事業完了年度の翌年度の12月末日までに調査の上、報告する。

(3) 事業完了後、担い手農地利用集積計画の目標年度までの毎年度、当該年度に係る当該地区の達成状況等を別記様式第4号により翌年度の12月末日までに調査の上、報告する。

(4) 当該地区に係る担い手農地利用集積計画の目標年度における農地利用集積状況等を別記様式第5号により当該目標年度の翌年度の12月末日までに調査の上、報告する。

2・3 (略)

4 3により通知を受けた市町村長は、別記様式第9号により担い手農地利用集積計画の実現のための改善計画を速やかに策定し、通知を受けた年度の3月31日までに知事を経由して地方農政局長等に報告する。地方農政局長等は、報告を受けたときは、速やかに農村振興局長に進達する。また、市町村長は、関係機関との連携により確実に担い手農地利用集積計画の実現が図られるよう努めるものとする。なお、改善計画の策定、報告等に当たっては次のことに留意するものとする。

第24 要綱第4の3を適用する地区の達成状況報告等

1 地方農政局長等は、次により農村振興局長に本事業の実施状況等を報告するものとする。

(1) 事業施行後、事業完了年度までの毎年度、当該年度に係る当該地区の実施状況等を別記様式第11号により翌年度の12月末日までに調査の上、報告する。

(2) 当該地区に係る事業完了年度における事業実施の実績等を別記様式第12号により事業完了年度の翌年度の12月末日までに調査の上、報告する。

(3) 事業完了後、担い手農地利用集積計画の目標年度までの毎年度、当該年度に係る当該地区の達成状況等を別記様式第11号より翌年度の12月末日までに調査の上、報告する。

(4) 当該地区に係る目標年度における農地利用集積状況等を別記様式第12号により当該目標年度の翌年度の12月末日までに調査の上、報告する。

2・3 (略)

4 3により通知を受けた市町村長は、別記様式第13号により担い手農地利用集積計画の実現のための改善計画を速やかに策定し、通知を受けた年度の3月31日までに知事を経由して地方農政局長等に報告する。地方農政局長等は、報告を受けたときは、速やかに農村振興局長に進達する。また、市町村長は、関係機関との連携により確実に担い手農地利用集積計画の実現が図られるよう努めるものとする。なお、改善計画の策定、報告等に当たっては次のことに留意するものとする。

(1) 市町村長が改善計画を策定した場合、地方農政局長等は改善計画に掲げた目標年度までの毎年度、当該年度に係る当該地区の達成状況等を別記様式第10号により翌年度の12月末日までに調査の上、報告する。

(2) (略)

別記様式第2-1号

番 号
年 月 日

(都道府県知事経由)

農林水産省地方農政局長 (又は国土交通省北海道開発局長) 殿

市町村長

次世代農業農村振興計画の提出について

国営農地再編整備事業実施要領 (平成7年4月1日付け構改D第158号農林水産省農村振興局長通知) 第12の(4)の規定に基づき、下記書類を添付して提出します。

記

(1) 市町村長が改善計画を策定した場合、地方農政局長等は改善計画に掲げた目標年度までの毎年度、当該年度に係る当該地区の達成状況等を別記様式第14号により翌年度の12月末日までに調査の上、報告する。

(2) (略)

別記様式第2-1号

番 号
年 月 日

(都道府県知事経由)

農林水産省地方農政局長 (又は国土交通省北海道開発局長) 殿

市町村長

次世代農業農村振興計画の提出について

国営農地再編整備事業実施要領 (平成7年4月1日付け構改D第158号農林水産省農村振興局長通知) 第12の(4)の規定に基づき、下記書類を添付して提出します。

記

次世代農業農村振興計画

1～3 (略)

4 事業実施区域における営農計画の概要

(1) (略)

(2) 高収益作物

--

注) 高収益作物とは、主食用米よりも面積当たりの収益性の高い作物であり、主食用米（備蓄用米を含む）並びに経営所得安定対策等実施要綱Ⅳ第1の1（2）の畑作物の直接支払い交付金及びⅣ第2の1（6）①の戦略作物助成の対象作物以外の作物とする。

(3)・(4) (略)

5 (略)

6 産地収益力の向上に関する数値目標、目標年度、取組内容等

(1)～(4) (略)

(5) 販売額の現況及び目標年度における計画

①作物生産額

受益地内で生産された作物の生産額を整理する。

生産額（千円）	
現況 ア	計画（○年度） イ

次世代農業農村振興計画

1～3 (略)

4 事業実施区域における営農計画の概要

(1) (略)

(2) 高収益作物

--

注) ア. 高収益作物とは、主食用米よりも面積当たりの収益性の高い作物であり、主食用米（備蓄用米を含む）並びに経営所得安定対策等実施要綱Ⅳ第1の1（2）の畑作物の直接支払い交付金及びⅣ第2の6（1）の戦略作物助成の対象作物以外の作物とする。

(3)・(4) (略)

5 (略)

6 産地収益力の向上に関する数値目標、目標年度、取組内容等

(1)～(4) (略)

(5) 販売額の現況及び目標年度における計画

①作物生産額

受益地内で生産された作物の生産額を整理する。

生産額（千円）	
現況 ア	計画（○年度） イ

注) ア. ②加工品や6次産業化商品として出荷される作物分は除く。

イ. 単収及び単価は、評価直近年の値を用いることとするが、気象条件による異常値の場合はその限りでない。

②～④ (略)

7～10 (略)

別記様式第4号

番 号
年 月 日

(農林水産省) 農村振興局長 殿

地方農政局長
国土交通省北海道開発局長

国営農地再編整備事業〇〇地区の実施状況について

国営農地再編整備事業実施要領（平成7年4月1日付け構改D第158号農林水産省農村振興局長通知）第22の1の（1）、第22の1の（3）、第23の1の（1）又は第23の1の（3）の規定により、下記のとおり〇〇年度における事業実施状況等について報告します。

記

（要領第22の1の（1）又は第23の1の（1）の規定による報告の場合）

注) （ア） ②加工品や6次産業化商品として出荷される作物分は除く。

（イ） 単収及び単価は、評価直近年の値を用いることとするが、気象条件による異常値の場合はその限りでない。

②～④ (略)

7～10 (略)

別記様式第4号

番 号
年 月 日

(農林水産省) 農村振興局長 殿

地方農政局長
国土交通省北海道開発局長

国営農地再編整備事業〇〇地区の実施状況について

国営農地再編整備事業実施要領（平成7年4月1日付け構改D第158号農林水産省農村振興局長通知）第23の1の（1）の規定により、下記のとおり〇〇年度における事業実施状況等について報告します。

記

1 国営農地再編整備事業実施状況

地区名	関係市町村名及び土地改良区名	総事業費	受益面積 (ha)	〇〇年度事業費	〇〇年度まで事業費	進捗率 (%)	〇〇年度 の主な工事内容	備考

(要領第 22 の 1 の (3) 又は第 23 の 1 の (3) の規定による報告の場合)

1 国営農地再編整備事業実施状況

地区名	関係市町村名及び土地改良区名	総事業費	受益面積 (ha)	着工年度	完了年度	主な工事内容	備考

2 (略)

(要領第22の 1 の (1) 又は第22の 1 の (3) の規定による報告の場合)

3 高収益作物の導入状況

現況 (〇年度)			〇〇年度まで			高収益作物の 作付面積の 増加率 F-C
作付面積 A	高収益作物作付面積 B	高収益作物作付面積割合 C=B/A	作付面積 D	高収益作物作付面積 E	高収益作物作付面積割合 F=E/D	

1 国営農地再編整備事業実施状況

地区名	関係市町村名及び土地改良区名	総事業費	受益面積 (ha)	〇〇年度事業費	〇〇年度まで事業費	進捗率 (%)	〇〇年度 の主な工事内容	備考

2 (略)

3 高収益作物の導入状況

現況 (〇年度)			〇〇年度まで			高収益作物の 作付面積の 増加率 F-C
作付面積 A	高収益作物作付面積 B	高収益作物作付面積割合 C=B/A	作付面積 D	高収益作物作付面積 E	高収益作物作付面積割合 F=E/D	

別記様式第 5 号

番 号
年 月 日

(農林水産省) 農村振興局長 殿

地方農政局長
国土交通省北海道開発局長

国営農地再編整備事業〇〇地区の事業実施の実績等（完了年度又は目標年度）について

国営農地再編整備事業実施要領（平成 7 年 4 月 1 日付け構改 D 第 158 号農林水産省農村振興局長通知）第 22 の 1 の（2）、第 22 の 1 の（4）、第 22 の 1 の（5）、第 23 の 1 の（2）又は第 23 の 1 の（4）の規定により、下記のとおり事業実施の実績等について報告します。

記

- 1 (略)
- 2 担い手等への農地利用の集積状況

別記様式第 5 号

番 号
年 月 日

(農林水産省) 農村振興局長 殿

地方農政局長
国土交通省北海道開発局長

国営農地再編整備事業〇〇地区の事業実施の実績等（完了年度）について

国営農地再編整備事業実施要領（平成 7 年 4 月 1 日付け構改 D 第 158 号農林水産省農村振興局長通知）第 23 の 1 の（2）の規定により、下記のとおり事業実施の実績等について報告します。

記

- 1 (略)
- 2 担い手等への農地利用の集積状況

(単位：ha、%)

現況（○年度）			完了年度又は目標年度実績（○年度）			農地集積 増加率 F-C	担い手 への経営等農 地面積の平均
農地面積 A	担い手 への利用集積 面積 B	担い手 への利用集積 率 C=B/A	農地面積 D	担い手 への利用集積 面積 E	担い手 への利用集積 率 F=E/D		
					()	()	()

注) ア. 現況欄及び完了年度又は目標年度欄には、要領第 14 に掲げる要件を備えた担い手に係る面積等を記入する。

イ. 完了年度又は目標年度における担い手への利用集積率が 80%以上となる場合には、担い手の経営等農地面積を記入する。

ウ. () には、目標年度における計画上の値を記入する。

(要領第 22 の 1 の (2) 又は第 22 の 1 の (5) の規定による報告の場合)

3 高収益作物の導入状況

現況（○年度）			完了年度又は目標年度実績（○年度）			高収益作物の 作付面積の 増加率 F-C
作付面積 A	高収益 作物作 付面積 B	高収益 作物作 付面積 割合 C=B/A	作付面積 D	高収益 作物作 付面積 E	高収益 作物作 付面積 割合 F=E/D	

(要領第 22 の 1 の (2) 又は第 22 の 1 の (5) の規定による報告の場合)

(単位：ha、%)

現況（○年度）			完了年度 実績（○年度）			農地集積 増加率 F-C	担い手 への経営等農 地面積の平均
農地面積 A	担い手 への利用集積 面積 B	担い手 への利用集積 率 C=B/A	農地面積 D	担い手 への利用集積 面積 E	担い手 への利用集積 率 F=E/D		
					()	()	()

注) ア. 現況及び完了年度欄には、要領第 14 に掲げる要件を備えた担い手に係る面積等を記入する。

イ. 目標年度における担い手への利用集積率が 80%以上となる場合には、担い手の経営等農地面積を記入する。

ウ. () には、目標年度における計画上の値を記入する。

3 高収益作物の導入状況

現況（○年度）			完了年度 実績（○年度）			高収益作物の 作付面積の 増加率 F-C
作付面積 A	高収益 作物作 付面積 B	高収益 作物作 付面積 割合 C=B/A	作付面積 D	高収益 作物作 付面積 E	高収益 作物作 付面積 割合 F=E/D	

合)

4 販売額の状況

(1) 作物生産額

受益地内で生産された作物の生産額を整理する。

生産額（千円）		
現況 ①	計画（○年度） ②	完了年度又は目標年度 実績（○年度） ③

注) ア. (2) 加工品や6次産業化商品として出荷される作物分は除く。

イ. 事業完了後の評価時点において複数の販売先（JA、スーパー、直売所、インターネット等）がある場合は、それぞれの単価を用いることも可能。

ウ. 単収及び単価は、評価直近年の値を用いることとするが、気象条件による異常値の場合はその限りでない。

(2) 加工品や6次産業化の販売額

受益地内で生産された作物を利用して加工・販売している商品の販売額を整理する。

販売額（千円）		
現況 ④	計画（○年度） ⑤	完了年度又は目標年度 実績（○年度） ⑥

(3) その他販売額

上記(1)及び(2)以外で受益地内で生産された作物を利用して販売された販売額を整理する。

販売額（千円）		
現況 ⑦	計画（○年度） ⑧	完了年度又は目標年度 実績（○年度）

4 販売額の状況

(1) 作物生産額

受益地内で生産された作物の生産額を整理する。

生産額（千円）		
現況 ①	計画（○年度） ②	完了年度 実績（○年 度） ③

注) ア. ②加工品や6次産業化商品として出荷される作物分は除く。

イ. 事業完了後の評価時点において複数の販売先（JA、スーパー、直売所、インターネット等）がある場合は、それぞれの単価を用いることも可能。

ウ. 単収及び単価は、評価直近年の値を用いることとするが、気象条件による異常値の場合はその限りでない。

(2) 加工品や6次産業化の販売額

受益地内で生産された作物を利用して加工・販売している商品の販売額を整理する。

販売額（千円）		
現況 ④	計画（○年度） ⑤	完了年度 実績（○年 度） ⑥

(3) その他販売額

上記(1)及び(2)以外で受益地内で生産された作物を利用して販売された販売額を整理する。

販売額（千円）		
現況 ⑦	計画（○年度） ⑧	完了年度 実績（○年 度）

		⑨

(4) 販売額向上率

(1) 作物生産額 (千円)		(2) 加工品や6次 化商品販売額 (千円)		(3) その他販売額 (千円)		販売額向上率 (%)
現況	完了年度 又は目標 年度実績 (○年 度) ③	現況	完了年度 又は目標 年度実績 (○年 度) ⑥	現況	完了年度 又は目標 年度実績 (○年 度) ⑨	(③+⑥+⑨) / (①+④+⑦)
①		④		⑦		

(要領第22の1の(2)又は第22の1の(5)の規定による報告の場合)

5 産地収益力の向上に係る達成状況等

取組内容	完了年度又は目標年度(○年度) における取組状況

注) 次世代農業農村振興計画における取組内容ごとに記載することとし、適宜、行を追加すること。

数値目標	完了年度又は目標年度(○年度) における達成状況

注) 次世代農業農村振興計画における数値目標ごとに記載することとし、適宜、行を追加すること。

		⑨

④販売額向上率

(1) 作物生産額 (千円)		(2) 加工品や6次 化商品販売額 (千円)		(3) その他販売額 (千円)		販売額向上率 (%)
現況	完了年度 実績 (○年 度) ③	現況	完了年度 実績 (○年 度) ⑥	現況	完了年度 実績 (○年 度) ⑨	(③+⑥+⑨) / (①+④+⑦)
①		④		⑦		

5 産地収益力の向上に係る達成状況等

取組内容	完了年度(○年度) における取組状況

注) 次世代農業農村振興計画における取組内容ごとに記載することとし、適宜、行を追加すること。

数値目標	完了年度(○年度) における達成状況

注) 次世代農業農村振興計画における数値目標ごとに記載することとし、適宜、行を追加すること。

6 スマート農業の導入状況

(要領第 22 の 1 の (2) の規定に基づく報告の場合)

(1) 完了年度の整備実績

事業対象面積 (ha)		地区標準区画 (ha)		ターン農道 整備面積 (ha)		耕区間等移動 通路整備 面積 (ha)		用排水路パイプ ライン整備面積 (ha)	
計画	実績	計画	実績	計画	実績	計画	実績	計画	実績

注) ア. ターン農道整備面積はターン農道を整備する区画の合計面積を記載する。

イ. 耕区間等移動通路整備面積は耕区間等移動通路等が整備され 2 以上の区画を農業機械が容易に隣接する耕区等へ移動可能となる場合、その移動可能となる区画の合計面積を記載する。

ウ. 用排水路パイプライン整備面積は管水路方式で整備される用水路及び排水路の受益となる区画の合計面積を記載する。

エ. 次世代農業農村振興計画におけるスマート農業の導入に適した整備計画ごとに記載することとし、適宜、枠を追加すること。

(要領第 22 の 1 の (2) 又は第 22 の 1 の (5) の規定による報告の場合)

(2) 省力化技術の導入状況

導入する省力化技術	導入計画面積 (ha)	導入面積 (完了年度 (〇年度)) (ha)

(削る。)

6 スマート農業の導入状況

(1) 完了年度の整備実績

事業対象面積 (ha)		地区標準区画 (ha)		ターン農道 整備面積 (ha)		耕区間等移動 通路整備 面積 (ha)		用排水路パイプ ライン整備面積 (ha)	
計画	実績	計画	実績	計画	実績	計画	実績	計画	実績

注) ア. ターン農道整備面積はターン農道を整備する区画の合計面積を記載する。

イ. 耕区間等移動通路整備面積は耕区間等移動通路等が整備され 2 以上の区画を農業機械が容易に隣接する耕区等へ移動可能となる場合、その移動可能となる区画の合計面積を記載する。

ウ. 用排水路パイプライン整備面積は管水路方式で整備される用水路及び排水路の受益となる区画の合計面積を記載する。

エ. 次世代農業農村振興計画におけるスマート農業の導入に適した整備計画ごとに記載することとし、適宜、枠を追加すること。

(2) 省力化技術の導入状況

導入する省力化技術	導入計画面積 (ha)	導入面積 (完了年度 (〇年度)) (ha)

別記様式第 6 号

番 号
年 月 日

(農林水産省) 農村振興局長 殿

地方農政局長
国土交通省北海道開発局長

国営農地再編整備事業〇〇地区の実施状況について

国営農地再編整備事業実施要領（平成 7 年 4 月 1 日付け構改 D 第 158 号農林水産省農村振興局長通知）第 23 の 1 の（3）の規定により、下記のとおり〇〇年度における事業実施状況等について報告します。

記

1 国営農地再編整備事業実施状況

<u>地区名</u>	<u>関係市町村名及び 土地改良 区名</u>	<u>総事業 費</u>	<u>受益面 積 (ha)</u>	<u>着工年 度</u>	<u>完了年 度</u>	<u>主な工事内容</u>	<u>備考</u>

2 担い手への農地利用の集積状況等

(1) 担い手への農地利用の集積状況

区分	経営等農地面積 (ha)	増加率 (%)	備考
現況 (〇年度)			
目標年度 (〇年度)			
〇〇年度まで			

注) 経営等農地面積とは、基幹ほ場3作業(要領第17に規定する作業をいう。)の受託を含む面積で所有、権利(利用権を含む。)設定、受託面積の合計面積とする。

(2) 担い手の状況

区分	農業者	農地所有 適格法人	生産組織	集落営農	法人 (農地 所有適 格法人 を除く。)	その他担 い手とし て育成す べきであ ると市町 村長が認 めた者
目標年度 (〇年度)						
〇〇年度まで						

注) 目標年度及び〇〇年度まで欄には、要領第14に掲げる要件を備えた担い手の数を記入する。

3 高収益作物の導入状況

現況 (〇年度)			〇年度まで			高収益作物の 作付面積の 増加率
作付面 積 A	高収益 作物作 付面積 B	高収益 作物作 付面積 割合 C=B/A	作付面 積 D	高収益 作物作 付面積 E	高収益 作物作 付面積 割合 F=E/D	
						F-C

(削る。)

別記様式第 7 号

番 号
年 月 日

(農林水産省) 農村振興局長 殿

地方農政局長
国土交通省北海道開発局長

国営農地再編整備事業〇〇地区の事業実施の実績等（目標年度）
について

国営農地再編整備事業実施要領（平成 7 年 4 月 1 日付け構改 D 第 158
号農林水産省農村振興局長通知）第 23 の 1 の（4）又は（5）の規定に
より、下記のとおり事業実施の実績等について報告します。

記

1 国営農地再編整備事業実施状況

<u>地区名</u>	<u>関係市町</u> <u>村名及び</u> <u>土地改良</u>	<u>総事業</u> <u>費</u>	<u>受益面</u> <u>積</u>	<u>着工年</u> <u>度</u>	<u>完了年</u> <u>度</u>	<u>主な工事内容</u>	<u>備考</u>

	区名		(ha)				

2 担い手等への農地利用の集積状況

(単位：ha、%)

現況 (○年度)			目標年度 実績 (○年度)			農地集積増加率 F-C	担い手への経営等農地面積の平均
農地面積 A	担い手への利用集積面積 B	担い手への利用集積率 C=B/A	農地面積 D	担い手への利用集積面積 E	担い手への利用集積率 F=E/D		

注) ア. 現況及び目標年度欄には、要領第 14 に掲げる要件を備えた担い手に係る面積等を記入する。

イ. 目標年度における担い手への利用集積率が 80%以上となる場合には、担い手の経営等農地面積を記入する。

3 高収益作物の導入状況

現況 (○年度)			目標年度 実績 (○年度)			高収益作物の作付面積の増加率 F-C
作付面積 A	高収益作物作付面積 B	高収益作物作付面積割合 C=B/A	作付面積 D	高収益作物作付面積 E	高収益作物作付面積割合 F=E/D	

4 販売額の状況

(1) 作物生産額

受益地内で生産された作物の生産額を整理する。

生産額（千円）		
現況 ①	計画（○年度） ②	目標年度 実績（○年 度） ③

注）ア．（２）加工品や６次産業化商品として出荷される作物分は除く。

イ．事業完了後の評価時点において複数の販売先（JA、スーパー、直売所、インターネット等）がある場合は、それぞれの単価を用いることも可能。

ウ．単収及び単価は、評価直近年の値を用いることとするが、気象条件による異常値の場合はその限りでない。

(2) 加工品や６次産業化の販売額

受益地内で生産された作物を利用して加工・販売している商品の販売額を整理する。

販売額（千円）		
現況 ④	計画（○年度） ⑤	目標年度 実績（○年 度） ⑥

(3) その他販売額

上記（１）及び（２）以外で受益地内で生産された作物を利用して販売された販売額を整理する。

販売額（千円）		
現況 ⑦	計画（○年度） ⑧	目標年度 実績（○年 度） ⑨

(4) 販売額向上率

<u>(1) 作物生産額</u> <u>(千円)</u>		<u>(2) 加工品や6次</u> <u>化商品販売額</u> <u>(千円)</u>		<u>(3) その他販売額</u> <u>(千円)</u>		販売額向上率 <u>(%)</u> $\frac{(\text{③}+\text{⑥}+\text{⑨})}{(\text{①}+\text{④}+\text{⑦})}$
現況 <u>①</u>	目標年度 実績 <u>(〇年</u> <u>度)</u> <u>③</u>	現況 <u>④</u>	目標年度 実績 <u>(〇年</u> <u>度)</u> <u>⑥</u>	現況 <u>⑦</u>	目標年度 実績 <u>(〇年</u> <u>度)</u> <u>⑨</u>	

5 産地収益力の向上に係る達成状況等

<u>取組内容</u>	<u>目標年度 (〇年度)</u> <u>における取組状況</u>

注) ア. 次世代農業農村振興計画における取組内容ごとに記載することとし、適宜、行を追加すること。

<u>数値目標</u>	<u>目標年度 (〇年度)</u> <u>における達成状況</u>

注) ア. 次世代農業農村振興計画における数値目標ごとに記載することとし、適宜、行を追加すること。

6 スマート農業の導入状況

(1) 省力化技術の導入状況

<u>導入する省力化技</u> <u>術</u>	<u>導入計画面積</u> <u>(ha)</u>	<u>導入面積 (目標年度 実績</u> <u>(〇年度))</u> <u>(ha)</u>

別記様式第 6 号

番 号
年 月 日

(都道府県知事経由)

農林水産省地方農政局長 (又は国土交通省北海道開発局長) 殿

市町村長

次世代農業農村振興計画の実現のための改善計画の提出について

国営農地再編整備事業実施要領 (平成 7 年 4 月 1 日付け構改 D 第 158 号農林水産省農村振興局長通知) 第 22 の 6 の規定に基づき、下記書類を添付して提出します。

記

次世代農業農村振興計画の実現のための改善計画

別記様式第 8 号

番 号
年 月 日

(都道府県知事経由)

農林水産省地方農政局長 (又は国土交通省北海道開発局長) 殿

市町村長

産地収益力の向上のための改善計画の提出について

国営農地再編整備事業実施要領 (平成 7 年 4 月 1 日付け構改 D 第 158 号農林水産省農村振興局長通知) 第 23 の 6 の規定に基づき、下記書類を添付して提出します。

記

次世代農業農村振興計画の実現のための改善計画

次世代農業農村振興計画の実現のための改善計画

地区

1 次世代農業農村振興計画の達成状況及び原因と課題

数値目標（○ ○） の達成状況	当該年度の目標	当該年度の実績
目標達成が十分でない原因及び課題		

注）次世代農業農村振興計画における数値目標ごとに記載することとし、適宜、行を追加すること。

2 達成状況を踏まえた改善方策

改善時期 （目標年度）	〇〇年度
改善方策	

注）次世代農業農村振興計画における数値目標ごとに記載することとし、適宜、行を追加すること。

別記様式第7号

番 号

次世代農業農村振興計画の実現のための改善計画

地区

1 次世代農業農村振興計画の達成状況及び原因と課題

数値目標（○ ○） の達成状況	当該年度の目標	当該年度の実績
目標達成が十分でない原因及び課題		

注）ア、次世代農業農村振興計画における数値目標ごとに記載することとし、適宜、行を追加すること。

2 達成状況を踏まえた改善方策

改善時期 （目標年度）	〇〇年度
改善方策	

注）ア、次世代農業農村振興計画における数値目標ごとに記載することとし、適宜、行を追加すること。

別記様式第9号

番 号

年 月 日

(農林水産省) 農村振興局長 殿

地方農政局長
国土交通省北海道開発局長

国営農地再編整備事業〇〇地区の事業実施の実績等（改善計画の
目標年度）について

国営農地再編整備事業実施要領（平成7年4月1日付け構改D第158
号農林水産省農村振興局長通知）第22の6の（1）の規定により、下記
のとおり事業実施の実績等について報告します。

記

1 (略)

2 担い手等への農地利用の集積状況

(単位：ha、%)

現 況 (〇年度)			目標年度 実績 (〇年度)			農地集 積増加 率 F-C	担い手 への経 営等農 地面積 の平均
農地面 積 A	担い手 への利 用集積	担い手 への利 用集積	農地面 積 D	担い手 への利 用集積	担い手 への利 用集積		

年 月 日

(農林水産省) 農村振興局長 殿

地方農政局長
国土交通省北海道開発局長

国営農地再編整備事業〇〇地区の事業実施の実績等（改善計画の
目標年度）について

国営農地再編整備事業実施要領（平成7年4月1日付け構改D第158
号農林水産省農村振興局長通知）第23の6の（1）の規定により、下記
のとおり事業実施の実績等について報告します。

記

1 (略)

2 担い手等への農地利用の集積状況

(単位：ha、%)

現 況 (〇年度)			目標年度 実績 (〇年度)			農地集 積増加 率 F-C	担い手 への経 営等農 地面積 の平均
農地面 積 A	担い手 への利 用集積	担い手 への利 用集積	農地面 積 D	担い手 への利 用集積	担い手 への利 用集積		

	面積 B	率 C=B/A		面積 E	率 F=E/D		

注) ア. 現況及び目標年度欄には、要領第 14 に掲げる要件を備えた担い手に係る面積等を記入する。

イ. 目標年度における担い手への利用集積率が 80%以上となる場合には、担い手の経営等農地面積を記入する。

ウ. 別記様式第 6 号の改善計画に掲げた改善する必要がある項目に該当する場合に記載する。

3 高収益作物の導入状況

現況（○年度）			目標年度 実績（○年度）			高収益作物の 作付面積の 増加率 F-C
作付面積 A	高収益 作物作 付面積 B	高収益 作物作 付面積 割合 C=B/A	作付面積 D	高収益 作物作 付面積 E	高収益 作物作 付面積 割合 F=E/D	

注) 別記様式第 6 号の改善計画に掲げた改善する必要がある項目に該当する場合に記載する。

4 販売額の状況

(1) ～ (3) (略)

(4) 販売額向上率

(1) 作物生産額 (千円)		(2) 加工品や 6 次 化商品販売額 (千円)		(3) その他販売額 (千円)		販売額向上率 (%)
現況	目標年度 実績 (○年 度) ③	現況	目標年度 実績 (○年 度) ⑥	現況	目標年度 実績 (○年 度) ⑨	
①		④		⑦		(③+⑥+⑨)/(①+④+⑦)

注) 別記様式第 6 号の改善計画に掲げた改善する必要がある項目に該当する場合に記載する。

	面積 B	率 C=B/A		面積 E	率 F=E/D		

注) ア. 現況及び目標年度欄には、要領第 14 に掲げる要件を備えた担い手に係る面積等を記入する。

イ. 目標年度における担い手への利用集積率が 80%以上となる場合には、担い手の経営等農地面積を記入する。

ウ. 別記様式第 8 号の改善計画に掲げた改善する必要がある項目に該当する場合に記載する。

3 高収益作物の導入状況

現況（○年度）			目標年度 実績（○年度）			高収益作物の 作付面積の 増加率 F-C
作付面積 A	高収益 作物作 付面積 B	高収益 作物作 付面積 割合 C=B/A	作付面積 D	高収益 作物作 付面積 E	高収益 作物作 付面積 割合 F=E/D	

注) 別記様式第 8 号の改善計画に掲げた改善する必要がある項目に該当する場合に記載する。

4 販売額の状況

(1) ～ (3) (略)

(4) 販売額向上率

(1) 作物生産額 (千円)		(2) 加工品や 6 次 化商品販売額 (千円)		(3) その他販売額 (千円)		販売額向上率 (%)
現況	目標年度 実績 (○年 度) ③	現況	目標年度 実績 (○年 度) ⑥	現況	目標年度 実績 (○年 度) ⑨	
①		④		⑦		(③+⑥+⑨)/(①+④+⑦)

注) 別記様式第 8 号の改善計画に掲げた改善する必要がある項目に該当する場合に記載する。

5 産地収益力の向上に係る達成状況等

取組内容	目標年度（○年度） における取組状況

注）ア．次世代農業農村振興計画における取組内容ごとに記載することとし、適宜、行を追加すること。

イ．別記様式第6号の改善計画に掲げた改善する必要がある項目に該当する場合に記載する。

数値目標	目標年度（○年度） における達成状況

注）ア．次世代農業農村振興計画における数値目標ごとに記載することとし、適宜、行を追加すること。

イ．別記様式第6号の改善計画に掲げた改善する必要がある項目に該当する場合に記載する。

6 スマート農業の導入状況

（1）省力化技術の導入状況

導入する省力化技術	導入計画面積 (ha)	導入面積（目標年度 実績（○年度）） (ha)

注）別記様式第6号の改善計画に掲げた改善する必要がある項目に該当する場合に記載する。

別記様式第8号 （略）

（削る。）

5 産地収益力の向上に係る達成状況等

取組内容	目標年度（○年度） における取組状況

注）ア．次世代農業農村振興計画における取組内容ごとに記載することとし、適宜、行を追加すること。

イ．別記様式第8号の改善計画に掲げた改善する必要がある項目に該当する場合に記載する。

数値目標	目標年度（○年度） における達成状況

注）ア．次世代農業農村振興計画における数値目標ごとに記載することとし、適宜、行を追加すること。

イ．別記様式第8号の改善計画に掲げた改善する必要がある項目に該当する場合に記載する。

6 スマート農業の導入状況

（1）省力化技術の導入状況

導入する省力化技術	導入計画面積 (ha)	導入面積（目標年度 実績（○年度）） (ha)

注）別記様式第8号の改善計画に掲げた改善する必要がある項目に該当する場合に記載する。

別記様式第10号 （略）

別記様式第11号

番 号
年 月 日

(農林水産省) 農村振興局長 殿

地方農政局長
国土交通省北海道開発局長

国営農地再編整備事業〇〇地区の実施状況について

国営農地再編整備事業実施要領（平成 7 年 4 月 1 日付け構改 D 第 158 号農林水産省農村振興局長通知）第 24 の 1 の（1）又は（3）の規定により、下記のとおり〇〇年度における事業実施状況等について報告します。

記

1 国営農地再編整備事業実施状況

地区 名	関係市町 村名及び 土地改良 区名	総事業 費	受益面 積 (ha)	〇〇年 度事業 費	〇〇年 度まで 事業費	進捗 率 (%) 〇	〇〇年度 の主な工 事内容	備考

2 担い手への農地利用の集積状況等
(1) 担い手への農地利用の集積状況

(削る。)

<u>区分</u>	<u>経営等農地面積</u> <u>(ha)</u>	<u>増加率 (%)</u>	<u>備考</u>
<u>現況 (〇年</u> <u>度)</u>			
<u>目標年度 (〇</u> <u>年度)</u>			
<u>〇〇年度まで</u>			

注) 経営等農地面積とは、基幹ほ場 3 作業 (要領第 17 に規定する作業をいう。) の受託を含む面積で所有、権利 (利用権を含む。) 設定、受託面積の合計面積とする。

(2) 担い手の状況

<u>区分</u>	<u>農業者</u>	<u>農地所有</u> <u>適格法人</u>	<u>生産組織</u>	<u>集落営</u> <u>農</u>	<u>法人</u> <u>(農地</u> <u>所有適</u> <u>格法人</u> <u>を除</u> <u>く。)</u>	<u>その他担</u> <u>い手とし</u> <u>て育成す</u> <u>べきであ</u> <u>ると市町</u> <u>村長が認</u> <u>めた者</u>
<u>目標年度 (〇</u> <u>年度)</u>						
<u>〇〇年度まで</u>						

注) 目標年度及び〇〇年度まで欄には、要領第 14 に掲げる要件を備えた担い手の数を記入する。

別記様式第12号

番 号
年 月 日

(農林水産省) 農村振興局長 殿

地方農政局長
国土交通省北海道開発局長

国営農地再編整備事業〇〇地区の事業実施の実績等（完了年度又は目標年度）について

国営農地再編整備事業実施要領（平成 7 年 4 月 1 日付け構改 D 第 158 号農林水産省農村振興局長通知）第 24 の 1 の（2）又は（4）の規定により、下記のとおり事業実施の実績等について報告します。

記

1 国営農地再編整備事業実施状況

地区名	関係市町村名及び土地改良区名	総事業費	受益面積 (ha)	着工年度	完了年度	主な工事内容	備考

2 担い手等への農地利用の集積状況

（単位：ha、％）

現況（〇年度）			完了年度 実績（〇年度）			農地集積増加率 F-C	担い手への経営等農地面積の平均
農地面積 A	担い手への利用集積面積	担い手への利用集積率	農地面積 D	担い手への利用集積面積	担い手への利用集積率		

別記様式第 9 号

番 号
年 月 日

(都道府県知事経由)
農林水産省地方農政局長（又は国土交通省北海道開発局長） 殿

市町村長

担い手農地利用集積計画の実現のための改善計画の提出について

国営農地再編整備事業実施要領（平成 7 年 4 月 1 日付け構改 D 第 158 号農林水産省農村振興局長通知）第 23 の 4の規定に基づき、下記書類を添付して提出します。

	B	C=B/A		E	F=E/D		
					()	()	()

注) ア. 現況及び完了年度欄には、要領第 14 に掲げる要件を備えた担い手に係る面積等を記入する。

イ. 目標年度における担い手への利用集積率が 80%以上となる場合には、担い手の経営等農地面積を記入する。

ウ. () には、目標年度における計画上の値を記入する。

別記様式第 13 号

番 号
年 月 日

(都道府県知事経由)
農林水産省地方農政局長（又は国土交通省北海道開発局長） 殿

市町村長

担い手農地利用集積計画の改善計画の提出について

国営農地再編整備事業実施要領（平成 7 年 4 月 1 日付け構改 D 第 158 号農林水産省農村振興局長通知）第 24 の 4の規定に基づき、下記書類を添付して提出します。

記

担い手農地利用集積計画の実現のための改善計画

担い手農地利用集積計画の実現のための改善計画

(略)

別記様式第 10 号

番 号
年 月 日

(農林水産省) 農村振興局長 殿

地方農政局長
国土交通省北海道開発局長

国営農地再編整備事業〇〇地区の事業実施の実績等（改善計画の
目標年度）について

国営農地再編整備事業実施要領（平成 7 年 4 月 1 日付け構改 D 第 158
号農林水産省農村振興局長通知）第 23 の 4 の（１）の規定により、下記

記

担い手農地利用集積計画の実現のための改善計画

担い手農地利用集積計画の実現のための改善計画

(略)

別記様式第 14 号

番 号
年 月 日

(農林水産省) 農村振興局長 殿

地方農政局長
国土交通省北海道開発局長

国営農地再編整備事業〇〇地区の事業実施の実績等（改善計画の
目標年度）について

国営農地再編整備事業実施要領（平成 7 年 4 月 1 日付け構改 D 第 158
号農林水産省農村振興局長通知）第 24 の 4 の（１）の規定により、下記

のとおり事業実施の実績等について報告します。

記

1・2 (略)

別記様式第 11 号

番 号
年 月 日

(農林水産省) 農村振興局長 殿

地方農政局長
国土交通省北海道開発局長

●●地区における水田貯留機能向上計画

国営農地再編整備事業実施要領（平成 7 年 4 月 1 日付け構改 D 第 158 号農林水産省農村振興局長通知）第 21に基づき、下記のとおり水田貯留機能向上計画を策定したので報告します。

記

のとおり事業実施の実績等について報告します。

記

1・2 (略)

別記様式第 15 号

番 号
年 月 日

(農林水産省) 農村振興局長 殿

地方農政局長
国土交通省北海道開発局長

●●地区における水田貯留機能向上計画

国営農地再編整備事業実施要領（平成 7 年 4 月 1 日付け構改 D 第 158 号農林水産省農村振興局長通知）第 22に基づき、下記のとおり水田貯留機能向上計画を策定したので報告します。

記

1 ～ 4 （略）

1 ～ 4 （略）

附 則

- 1 この改正は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 この通知の改正前の要領に基づいて実施している事業については、なお従前の例による。